

令和2年度イノベーション創出強化研究推進事業の公募に関するQ & A

※表中の質問ならびに回答は、説明会やメールでの問い合わせの中で多かったものを中心に編集したものです。

分類	質問内容	回答
「知」の集積と活用場のプラットフォームからの提案	「知」の集積と活用場のプラットフォームからの提案への優遇措置を受けるためには、応募する研究グループの構成員全員がプラットフォームに入っている必要があるのか。	申請時点で研究グループの構成員全員が研究開発プラットフォームに参画していることが必要となります。 プラットフォーム構成員の追加については、「知」の集積と活用場の産学官連携協議会事務局まで届け出の上、受理されていることが必要となりますので、御注意ください。
	協力機関も「知」の集積と活用場のプラットフォームに参画している必要があるのか。	研究グループの構成員でない協力機関については、「知」の集積と活用場のプラットフォームに参画している必要はありません。
	プラットフォームの設立をしたいが申請から受理にどれくらいの時間が掛かるのか。	届出の審査には最短でも1週間程度の時間を要します。また、届出の内容に不備があった場合、受理されず差し戻される場合があるため、申請は余裕を持って行ってください。
	届出が受理されたことは、どのように確認したらよいか。	受理された協議会ウェブサイトには研究開発プラットフォームについては、協議会ウェブサイトに一覧が掲載されるのでそちらでご確認ください。なお、一覧については、事業の公募期間締切時点で更新するので、その時点で一覧に掲載されている研究開発プラットフォームが加算の対象となります。
	「知」の集積と活用場のプラットフォーム間で連携し、Aプラットフォーム構成員とBプラットフォーム構成員で研究コンソーシアムを形成し、応募する際はどうかすればよいか。	このような場合は、いずれか一方の研究開発プラットフォームに、研究コンソーシアムとして想定している構成員が全て参画いただいた上で、当該プラットフォームからの提案として応募いただきたい。 活動実績については、提案を行った研究開発プラットフォームの実績を記載いただくこととなります。
	研究開発プラットフォームの活動状況は、どのように審査するのか。	研究開発プラットフォームにおける、以下の活動状況について確認することとなりますので、活動実績は漏れが無いよう記載いただきたい。 ① 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催のセミナー等への参加状況 ② 研究開発プラットフォーム主催のセミナー等の実施状況及び研究開発プラットフォームにおいて権利化した成果の件数
	「知」の集積と活用場の活動状況の加算について、A、B、Cのそれぞれの点数を教えてください。	「知」の集積と活用場の加算ポイントについては、研究開発プラットフォームの活動状況を踏まえ、以下のとおり加算を行います。 【1次（書面）審査】 A評価：10点 B評価：5点 C評価：1点 【2次（面接）審査】 A評価：10点（※5点） B評価：5点（※3点） C評価：1点（※1点） ※括弧内は応用及び開発研究ステージにおいて、マッチングファンド方式を適用しない場合の加算ポイントとなります。
	研究を行う研究者個人がプラットフォームに入っていればよいのか、当該研究者が所属する組織としても入っている必要があるのか。	研究者個人が研究開発プラットフォームに参画していればよい。

分類	質問内容	回答
マッチング ファンド方 式	開発研究ステージのマッチングファンド方式の自己負担額に応じた加算は、研究期間全体の自己負担額の合計額で加算されるのか。	開発研究ステージのマッチングファンド方式の自己負担額に応じた加算は、1年間の自己負担額に応じて加算されます。 ・年間500万円以上：5点 ・年間1,000万円以上：10点 なお、年度毎の自己負担額が違う場合は、自己負担額の年間平均額で判断します。
	マッチングファンド方式について、民間企業等からの支出が2年目からでも認められるのか。	当初からそうした研究計画であれば認められます。ただし、研究の途中で民間企業等のが参画しなくなった場合、マッチングファンドの要件を満たさなくなり、委託費の上限や研究期間が変更となる場合がありますので、ご注意ください。
	マッチングファンドが適用となる企業と適用されない企業がコンソーシアムの中で混在している研究グループの場合、自己負担額はどのように算定すればよいのか。	マッチングファンド方式が適用される民間企業等の委託額の合計額の2分の1以上を、マッチングファンド方式が適用される民間企業等全体で自己資金として負担していただく必要があります。
	開発研究ステージにおいて、当初は利益を上げるつもりがなく、自己負担する必要のない民間企業等として参画したが、その後、研究成果を活用して利益を上げた場合は、遡ってマッチングファンド方式が適用され、委託費の返還となるということか。	そのとおりです。研究期間の最初まで遡って、委託費を返還することになります。
	委託費上限額に、自己負担額は含まれるのか。	委託費上限額に、自己負担額は含まれません。
応募要件	研究分担者の欄には、研究に携わる全ての研究者を記載しなければならないのか。	研究分担者とは、中課題及び小課題の責任者や担当者など、研究目標達成に向けて研究上の明確な役割とその実施に責任を有する者となります。 名目的に名前を連ねる者や研究補助的な作業を行う者など、研究計画の遂行に関して実質的に責任を負わない者については、記載する必要はありません。
	研究代表者又は研究分担者の所属が、人事異動等で提案時と契約時で変更となる可能性があるが提案可能か。	人事異動後も、研究開発を行うための体制が整っており、知的財産や経理に関する能力・体制を有する機関に所属することが確実であれば提案は可能です。なお、課題提案書には、提案時に所属している機関の情報を記載してください。
複数の提案	本事業に研究統括者又は研究分担者として、複数の課題に応募することは可能か。また、すでに採択されている課題に参画していても応募は可能か。	複数課題の応募やすでに採択されている課題に参画している研究者の場合の応募は可能ですが、研究者の-effortに注意いただくとともに、その旨を提案書に記載してください。 また、公募要領21頁の「不合理な重複及び過度の集中の排除」に注意をお願いします。
間接経費	間接経費は、委託費上限額に上乘せして計上できるのか。	間接経費は各研究ステージの委託費上限額の内数となります。委託費上限額が3,000万円であれば、間接経費を含めて3,000万円以内で提案してください。

分類	質問内容	回答
e-Rad	e-Radには、コンソーシアムに参画する研究機関及び研究者全員を登録する必要があるのか。	研究コンソーシアムに参画し、資金配分を受ける全ての研究機関及び研究者は登録する必要があります。 なお、研究コンソーシアムに参画しない協力機関については、e-Radに登録する必要はございません。
	e-Radに全員の研究者の登録が応募締切までに間に合わない場合はどうすればよいのか。	e-Radへの登録が間に合わない場合は、研究統括者のみを登録して応募することも可能ですが、間に合わなかった場合でも可能な限り早急に登録をお願いします。 その際、e-Radに登録できなかった研究者の研究費は、研究統括者の研究機関にまとめて計上していただきたい。
研究業績	研究業績の項目について、主な研究論文、著書及び特許については、全体で5件か。	昨年度までは、全ての研究者毎に5件以内の記載となっております。ととも多くの記載が必要となっていたため、簡素化しました。 研究統括者及び研究分担者がこれまでに発表した研究論文等のうち、本研究に関連する重要なものを、全体で5件以内で記載ください。
備品	研究期間内に購入した備品の取扱はどうなるのか。	研究期間中は研究グループの構成員に帰属します。研究期間終了後は、継続使用申請を行い、使用用途が研究目的である場合は、構成員が引き続き使用することが可能となります。
情報管理の適正化	今年度から追加となった様式4-3の情報管理実施体制は、なぜ追加となったのか。	近年、グローバル化や情報化が急速に進展する中で、情報管理体制が不十分な場合には、秘匿性の高い情報が国内外を問わず漏えいし、国の安全保障や国益等に重大な影響を及ぼす危険性が顕在化していることから、農研機構生研支援センターが行う委託研究を含む調達において、契約履行中・履行後まで一貫して情報管理の徹底を図ることになりました。
	様式4-3の情報管理実施体制の項目には何を記載するのか。	研究グループを構成する研究代表機関の情報管理統括責任者及び共同研究機関の情報管理責任者を記載ください。
	情報管理統括責任者や情報管理責任者はどのような人を記載するのか。	すでに情報管理体制が整備されており、社内規則等で情報管理責任者等が規定されている場合は、その者を記載ください。 新たに体制を整備する場合は、その機関において、契約の履行に当たり必要な情報を適切に取り扱うことのできる者を記載ください。 なお、適切な体制が整うのであれば、研究統括者や研究分担者と同一の者でも構いません。
	契約に当たって、何が必要になるのか。	研究代表機関及び共同研究機関における情報管理実施体制を確保していただくとともに、契約締結時までにコンソーシアム規約若しくは社内規則に情報管理体制等を規定してその写しを提出する又は情報管理の実施を遵守する旨を記載した誓約書を提出していただくこととなります。